



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教育労働編成の重層的・対抗的構造：生涯学習政策下の地域教育計画化とのかかわりで
Author(s)	山田, 定市; Sadaichi Yamada
Citation	社会教育研究, 11, 1-14
Issue Date	1991-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28479
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_P1-14.pdf



教育労働編成の重層的・対抗的構造

——生涯学習政策下の地域教育計画化とのかかわりで——

山田定市

I 課題の設定

いま、臨時教育審議会答申と其中における生涯学習政策を法制化した「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（以下「生涯学習振興整備法」という）のもとで、社会教育の存立が根底から問われている。そのような中で、現代の社会教育論の構築とその創造的な展開が求められているのであるが、その際、従来の社会教育研究の成果を批判・継承しつつ、より広い視角に立った分析枠の設定が不可欠である。

社会教育論が学校教育を基軸とする教育論の枠内で解明し尽くされないことはいうまでもないが、逆に固有の研究領域・対象に研究の方法・枠組みが制約される場合には、設定された固有の研究領域・対象についてのダイナミックな分析ができない。社会教育についての先行研究の中には、そのような分析枠の狭さが少なからず認められるのであるが、いま、社会教育とともに国民が主体となって進める生涯学習を創造的に発展させるためには、学校教育を含む教育問題を“現代資本主義と教育問題”という視点から分析することがとくに重要である。

このような視点に立って、すでに教育労働の重層構造について明らかにしたが^(註1)、小論では、この考え方にもとづいて、これをさらに教育労働編成論として展開し、地域教育計画化に関する分析枠として構築する作業の一環とすることを主眼としている。すでに別稿で明らかにしたように、教育労働は社会的分業の一環として生成・展開し、それゆえ、その分析にあたっては分業論的視角を不可欠とするのであるが（したがって、社会教育職員の専門性を社会教育の枠内で議論する従来の社会教育職員論や一部にみられる社会教育労働論では分析枠が狭い）、これをさらに教育労働編成論として展開する際には、その編成主体の性格と存立構造の分析が欠かせない。その際、小論で重視する分析視角は大要以下のとおりである。

第1に、資本主義的階級・階層構造を基礎とするならば、編成主体をめぐる対抗的關係とその相互に入り組んだ構造に関する基本的認識が欠かせない。

第2に、そのような教育労働編成をめぐる対抗的構造を現代日本資本主義、とりわけその現段階において認識する際には、その地域的対抗的構造に着目することがとくに重要である。市町村を超えた広域にわたる生涯学習構想をはじめとして、生涯学習政策をめぐる対抗的構造がまさに地域教育計画化において具体的に現れているからである。

II 教育労働編成の基本的視角—労働編成とその主体をめぐる対抗的構造—

教育労働編成をその基底において条件づけているのは分業の資本主義的編成である。それはさらに労働過程における分業の編成と社会的分業の編成の問題に大別される。

1 技術・労働生産力の発展と労働編成の変化

技術の発達とそれにもとづく生産力の発展は労働過程の構造的変化をもたらす。その中でとくに教育労働編成にかかわって注目されることは、第1に、オートメーション化の進展にともなって、肉体的・単純労働が相対的に減少し、かわって精神的・総合的労働、さらには指揮・監督労働を含む管理的労働の位置と役割が一層高まることである。これらのことが労働の社会化とともに進む中では、それは一方において拘束された労働の側面を一層強めると同時に、他面では労働者が部分的ながら労働編成に主体的にかかわる可能性を高める。教育労働編成もこのような全体的状況の変化を踏まえて考察されなければならない。

第2に、技術・生産力の発展にともなって、労働者にたいしてはより高い技能・労働能力が求められるのであるが、このことは労働力の再生産費の中における教育的費用を増大させ、他方では、のちに述べるように、教育労働の社会的配分の比率を高める要因となる。

2 資本・賃労働、労働市場の変化と教育労働編成

教育労働編成とかかわって、まず、労働力（総量）の社会的（再）配置をめぐる対抗的構造に注目する必要がある。一般に労働力の社会的配分（＝労働力の総量の社会的配分、総労働時間の社会的配分）は基本的には社会的分業の発展と労働の社会的生産力（とくに物的生産部門における）の水準とともに、資本・賃労働関係を基軸とする階級・階層の対抗的關係によって条件づけられる。

それは大枠としては、なによりもまず労働者の労働時間と自由時間の配分^(*)、ならびに雇用労働力の総量をめぐる対抗関係に示される。さらに総労働時間について、肉体的労働と精神的労働、生産的労働と不生産的労働の社会的（再）配分を基礎として部門ごとの具体的配分にいたると同時に、その中に教育労働がどのように位置づけられ、どのような配分を受けるかが対抗関係の中で問題となる。その際、まず、教育労働の基本的性格についての認識が問われるのであるが、それは大要次のように理解される。

第1に、教育労働は物質的財貨の直接的生産にかかわる肉体的労働と区別される意味で精神労働である。また、精神労働が一般にそうであるように、とりわけ教育労働においては、生産的労働における労働生産力で労働能率を一義的に律することはできない（例：1学級あたり生徒数の減少）。

第2に、教育労働は、剰余価値を生産せず、その費用が剰余価値からの控除をなすという意味で

不生産的労働であり、この点で商業・金融労働やサービス労働と共通している。

第3に、教育労働を社会的分業の一環として社会的に配置するにあたっては、その主要な部分は個別資本によってではなく、総資本によって政策的に決められる。

さらにその配分の度合いを決める一つの条件として、主として物的生産部門における労働の社会的生産力の発展が重要な意義を有する。

第4に、教育労働が、社会的分業の展開の一環をなす中で、一方では、教育労働者は総資本の教育政策の体現者として、その労働内容が総資本によって規定される。また、他方で教育労働者は、労働者および勤労諸階層の労働と生活にもとづく教育要求を実現するための専門労働者として、その専門性が民主的に決められる可能性を含んでいる。

第5に、教育労働を直接に担う教育労働者の賃金は、その大部分が個別資本の剰余価値からの控除でなく総資本による総剰余価値からの控除をなす。この点で公務労働とほぼ共通している（しかし、企業内教育にかかわる教育労働は個別資本による剰余価値からの控除をなす）。

第6に、教育労働者の賃金を含む教育費は、総資本の総剰余価値からの控除をなすか、そうでなければ労働力の再生産費として労働力の価値に加算させるが、現実には、その主要な部分が労働力の価値を高めることなく生活費から控除され、それだけ労働者の生活費を圧迫する。

第7に、教育労働は、一面では労働者の労働能力を高め、資本主義的生産力の発展の条件をなすと同時に、他面ではそのような労働能力の向上を含めて人間の能力を総体として高め、人格形成を促す（この点で科学・技術労働、研究労働と共通した一面を有する）。

教育労働の社会的編成にあたってもこのような教育労働の基本的性格がその基礎的条件をなすのであるが、それはさらに教育労働編成の編成主体をめぐる対抗的關係によって条件づけられる。

まず、教育労働の編成主体の基軸に位置づくのは資本・賃労働関係のもとにおける総資本である。したがって、この限りでは労働者および勤労諸階層は編成主体としては位置づかない。さらに、その直接の担い手である教育労働者も編成主体とはなりえない。また、教育労働編成は、内容的には総資本の教育政策、文化イデオロギー政策（総資本の労働者文化政策）、さらにその体系化としての教育計画の労働面における具体化である。この過程でとくに労働力の再生産に必要な教育の内容、水準が問われ、その主要な部分は総資本の教育政策による公教育として具体化される。

しかし、教育労働編成は単に教育政策の枠内でその内的な教育編成原理によって一義的に律せられるわけではない。それは総資本の労働力政策と密接にかかわり、さらに総資本の全政策体系の一環として位置づき、その政策の基調に強く規制される（後述するように臨教審答申の基調を強く規制しているのは臨調「行革」路線である）。

他方、教育労働編成は労働者および勤労諸階層の教育要求、文化的要求（労働者文化の創造）を基礎としてその実現を担う労働を編成する実践としての意義を合わせ持っている。この点で総資本による教育労働編成と鋭い対立関係にある。その編成の主体は労働者ならびに勤労諸階層であり、

編成原理はこれら編成主体による民主主義的決定による（この編成原理は公務労働の編成にもほぼ共通している）。その際、民主主義的決定であるがゆえに、総資本による教育労働編成と異なって、その編成主体に労働者階級の一翼を担う教育労働者が位置づいている点が重要な特徴をなすのである。また、労働者の教育要求の基礎には労働者の生活要求の全体的な高まりがあるが、さらにその実現にあたっては、教育、文化に対する労働者の要求の高まりが根底に存在する。

教育労働編成をめぐる現実の対抗的構造のもとでは、上述の二側面が相互に入り組んで形成され諸矛盾を具現することになる。総資本による労働編成が労働者（教育労働者を含めて）の教育要求をまったく無視し得ないこと、他方、労働者の側も自己の教育要求を教育政策の実施過程で現実的に貫かざるをえないことは、単に教育政策、教育労働編成に局限された問題ではなく、現代資本主義の全体的な対抗的構造に律せられていることの反映でもある。

このような教育労働編成の対抗的關係の中にあつて、教育労働者もまた、彼の労働が一面において労働者（および勤労諸階層）の教育要求を体現する労働であると同時に、他方では教育政策をその一半において担うという矛盾した立場に置かれている。これは理念の対立ではなく、現実に存在する階級的矛盾の反映である。この点については、教育労働編成の現段階的特徴を解明することによってより鮮明となる。

III 教育労働編成の現段階

1 教育労働・労働力の編成過程

(1) 教育施設の展開と教育労働編成

教育労働の編成過程は、現実には教育政策の具体化としての教育施設計画の展開によって条件づけられる。つまり教育体系の法制化とその具体的な実現の場としての学校、社会教育施設ならびに教育関連施設などの配置が決定的に重要である。教育労働者の専門性はこの教育施設の配置にもなって条件づけられる^(註4)。さらに、わが国の場合、教育施設の設置の費用を含む教育費に占める地方費（都道府県自治体ならびに市町村自治体）の割合は一貫して圧倒的に高い（表1参照）。このことは、教育労働編成が地方自治体の意志を無視しては行いえないことを示している。

このことを踏まえてわが国における教育労働編成についてみるならば、戦前はほぼ全面的に学校教育に限られ、社会教育は施設の面でも労働力の面でもほとんど無視されていた（1940年の国の教育費に占める社会教育費の割合は0.2%にすぎない。しかもそのほぼ全額が青年学校費であった）。いいかえれば戦前の教育労働編成は事実上、学校教育労働編成であった。^(註3)

また戦前までにいたる初等教育を主軸とする教育施設計画、教育労働編成は地方財政を著しく圧迫した。ちなみに1920（大正9）年において国の歳出額に占める教育費の割合は2.3%であるが、地方費の歳出額に占める教育費は39%を占め、教育費総額のうち地方費の占める割合は86%に及

表1 国・地方の教育費割合 (%)

	国の支出総額に対する国の教育費の割合	地方の支出総額に対する地方の教育費の割合	国・地方の教育費に対する地方の教育費の割合	社会教育費
				公私教育費
1950	3.5	27.5	86.7	2.9
55	12.4	28.1	72.2	1.8
60	12.0	28.1	72.1	2.0
65	13.3	27.1	70.3	2.2
70	11.6	25.4	72.4	3.6
75	12.7	27.8	72.3	3.9
80	10.8	26.4	71.6	5.5
85	9.7	25.5	73.4	5.9
86	9.6	24.9	73.7	6.0
90	7.7	-	-	-

原資料：第一法規「新教育学辞典」統計篇，
国勢社「日本国勢国会」

それでも1950年でわずか3%に過ぎない。学校教育に比べて微小な位置づけであることは基本的に変っていない。また、地方財政との関連では社会教育費の大半は地方財政によって負担され、さらにその大部分は施設の設置に限られ、社会教育専門職員の配置はきわめて不十分であった。中等教育の拡充に重点を置き、しかもその大半を負担していた地方財政のもとでは、地方自治体は社会教育専門職員を配置する財政的基盤を十分に持たなかったといえる。そのみではなく、教育費負担を含む地方財政の悪化のもとで、地方行財政の合理化を目的とする市町村合併が1953年以降、ほ

ぶ。

戦後の教育労働の編成は6・3・3・4制の実施と密接にかかわり、当初、中学校と高等学校の配置が重視されやがて大学への配置が重視されるようになった(表2参照)。とりわけ高校教員数は戦後から現在までに約3.3倍になっている。この間、高校の進学率は急速に上昇するのであるが、進学率の比較的低い段階では、図1に示したように、都市部と農村部との地域格差(この図では都道府県別)が大きくなっている。

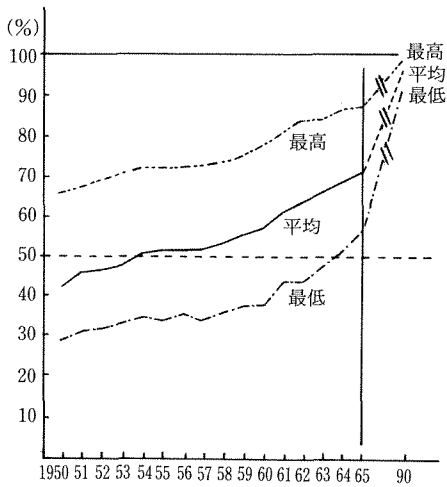
こうした状況とのかかわりで、戦後、社会教育の軸をなしてきた公民館がとくに農村部を中心に設置されてきたことは戦後教育施設政策の特徴を端的に示している。国の教育費の中に占める社会教育の割合は戦前に比べて1桁あがったが、

表2 学校教員数の推移

	小学校		中学校		高等学校		短期大学(本務)		大学(本務)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
1950	307,170	1,135	192,497	15,907	100,795	20,720	2,124	1,773	11,534	4,959
1955	346,648	1,885	208,941	13,358	130,438	26,941	5,505	4,403	38,010	10,913
1960	362,689	2,444	216,817	13,693	153,812	40,168	6,394	5,256	44,434	15,299
1965	347,326	2,534	248,213	14,319	224,579	65,768	9,321	8,087	57,445	22,528
1970	369,856	2,869	235,618	12,807	232,003	62,815	15,320	13,709	76,275	34,093
1975	417,473	3,064	246,956	13,041	258,856	68,910	15,557	13,286	89,648	42,026
1980	470,991	3,241	264,459	14,583	283,871	74,089	16,372	13,804	102,989	49,353
1985	464,173	3,392	298,799	15,381	316,536	84,748	17,760	14,741	112,249	54,721
1988	449,347	3,480	304,192	17,163	336,974	92,593	19,264	16,031	118,513	59,520

注 第1法規「新教育学辞典」統計篇より

図1 高校進学率の推移(都道府県別)



原資料：文部省「学校教育基本調査」

この図は、1950年から1990年までの高校進学率の推移を示している。縦軸は進学率の割合（%）で10から100まで表示されている。横軸は年次で1950年から1990年まで表示されている。三つの線が描かれており、「最高」は点線、「平均」は実線、「最低」は破線である。1965年を境として、すべての進学率が急激に上昇していることがわかる。

現に、社会教育主事数は1960年以降、急速に増加しており、このことは社会教育労働編成においても注目される現象である(表5参照)。また、その職務内容も、単に国が意図していた社会教育行政管理担当にとどまらず、公民館主事と同様の社会教育の現場担当者としての役割も大きくなっている。

1955年以降、とりわけ1960年代になって日本経済が高度成長を遂げる中で、教育労働編成においても学校教育を中心にして大きな変化が見られた。高度成長を直接に担う「人材養成」を目的として後期中等教育、高等教育の再編が工学系の拡充を軸に推進され、工業系教員の養成・配置を中心にして教育労働編成の重点に据えられた。このような重点的文教政策を含めて、この時期には教育費の比率も相対的に高率を示すことになる(前掲、表1参照)。教育労働編成が財界(総資本)の強い要請によって強力に推進された一時期であったといえる(しかし、その主たる財源は一貫して地方教育費である)。いいかえれば、この時期には教育労働編成をめぐる「光」と「影」が鮮明に浮き彫りとなり、その中であって社会教育は行政的には低い位置づけのまま推移したのである。

社会教育をめぐるこのような状況は1970年代、とりわけその後半期以降少なからず変化することになる。この過程で社会教育と地域政策、コミュニティ政策との関連が一層緊密になる。

その一つの要因は、高度成長下の急激な社会構造変動、とりわけ地域社会の変化の中で、従来の

3年の間に推進され、これを契機として、それ以降、社会教育の分野でも公民館の統廃合が急速に進められるのである。

もっとも1953年の青年学級振興法の公布などを契機として、国の社会教育職員の配置にたいする位置づけも若干の変化を示すが、とりわけ大きな画期となったのは1959年の社会教育法の大改正である。

これを契機として社会教育主事が市町村に必ず置かれるようになった。その配置先が社会教育専門施設ではなく教育行政・事務の執行機関である教育委員会とされたことは、社会教育行政を基軸とする社会教育労働編成にたいする国の政策的意図を示すものといえるが、しかし、そのような国の政策的意図が一義的に貫いたわけではない。市町村自治体における社会教育職員の配置ということ自体は、住民の側からみても必要なことであり、しかもその設置先が地方自治体、とりわけ市町村であることは、住民自治を基礎とする自治体行政と住民の要求が、ある程度反映する可能性を含んでいる。

伝統的地域社会秩序に代わる新たな地域社会モラルを構築しようとする動きが財界の側に見られることに求められる。財界からのコミュニティ政策の提起が相次ぎ、1970年に出された社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のありかた」がこれらの動きを反映している。

他方、1970年代は労働者および勤労諸階層の状態とその主体的運動においても大きな画期をなし、教育労働編成においても著しい変化が認められる。労働者階級の位置は数字的にも、国勢調査の結果をみても、1960年を画期として労働者階級が就業人口の過半を占めるに至り、その後一貫して増加し続けるのであるが、これを人口の地域動向としてみれば農村部から大都市部への人口の急激な移動であり、それに伴う地域問題、とりわけ過疎化と過密問題が深刻化した時期でもあった。いいかえれば、この時期は高度経済成長に伴う諸矛盾の深化、とりわけ労働者階級ならびに勤労諸階層の貧困化、地域問題の激化のもとで、それに立ち向かうべく労働者ならびに勤労諸階層の主体形成がそれまでになく進んだ時期でもあった。春闘・秋闘に象徴される労働運動の高揚、都市部を中心とするさまざまな住民運動の進展、そして政治戦線における革新自治体の躍進などがこのことを示していた。

こうした事態は教育労働編成にも少なからぬ影響を与えた。国の教育費に占める社会教育費の割合は1975年以降徐々に増大し、ようやく5%を上回るようになる。また、大都市における公民館活動が活発になり、公民館を中心にして新たな教育・学習活動が盛んとなるのも1970年代の後半以降のことである。この時期の公民館の動向をみるとその一端を表3に示したように市・町における公民館の開設数がとくに多くなっている。また、この間、公民館職員数は表4に示したように一貫して増大しつづけ、とくに1980年前後の増加が顕著であり、さらに都市部(市)と郡部(町村)との比較では前者の占める比率が次第に高くなっている。また、社会教育主事も派遣社会教育主事の設置など多くの問題を含みつつも、全体としては引き続き増加の趨勢をたどっている。

このような動向を教育労働編成の観点からみると、それは単に、この時期の教育政策の基調が一義的に貫いているとみることはできない。そこには教育政策を含む政策体系の基調が反映

表3 開館年代別の公民館数(1987年)

	計	市(区)	町	村
計	17,440	7,560	7,914	1,946
1946~50年	1,149	598	401	149
51~55年	3,155	1,674	1,205	273
56~60年	2,193	807	1,104	278
61~65年	1,759	652	884	217
66~70年	1,848	630	984	230
71~75年	2,699	1,070	1,338	291
76~80年	2,433	960	1,178	295
81~85年	1,832	952	692	188
86~87年	372	217	129	25

表4 専任公民館主事数

	1975	1978	1981	1984	1987
計	4,933	5,798	6,694	6,295	6,956
市(区)	2,694	3,280	3,810	3,778	4,340
町	1,962	2,199	2,505	2,249	2,378
村	254	303	363	269	234

原資料：文部省「社会教育調査」

原資料：文部省「社会教育調査」

表5 社会教育主事数の推移

	総 数	うち専任	うち派遣
1955	813	603	—
1960	1,372	843	—
1963	2,658	2,148	—
1968	3,104	2,445	—
1971	3,305	2,740	—
1975	3,934	3,365	1,867
1978	4,393	3,743	3,375
1981	4,763	3,954	3,635
1984	4,902	4,215	3,426
1987	5,243	4,463	3,775

原資料：文部省「社会教育調査」

していると同時に、そのような中で、現代資本主義の政策の持つ一面である有和的側面が反映していることを看過することができない。いうまでもなく、この有和的側面は政策体系をめぐる対抗的關係を基礎としている。1970年代以降にみられた労働運動戦線を基軸とする民主主義運動の高揚、さらに住民自治の前進、さらにこれらを基盤とする革新政治勢力の前進などの事態を背景に、直接にはそのような地域民主主義運動の一環として取り組まれた教育施設拡充の運動が、このような全体的な「上げ潮」の情勢中である程度具体的な成果を挙げたとみることができる^(注5)。その意味で

この時期は教育労働編成においても一定の前進があったとみることができるが、それはおおむね大都市部を中心とする動きであり、逆に農村部との条件の格差は一層拡大したことも否定できない。いわゆるシビル・ミニマム運動の都市的運動の意義と限界がこの点にも示されていたといえよう(教育労働編成がまさに教育労働の地域的配置であることから、住民自治と直接にかかわるわけであるが、それゆえに概して住民自治の成熟度の相対的に低い農村部では相対的に立ち遅れる)。

このような状況を踏まえるならば、全体的な対抗的な力関係の変化は、当然、その後の教育労働編成をめぐる動向にも大きな影響を与える。そのような意味において80年代以降の教育労働編成の動向に決定的な影響を与えてきているのは臨調「行革」路線である。財界(総資本)の政策意図はこの路線に端的に集約されているからである。

この臨調「行革」の中で労働力編成と直接にかかわる動向は公務員労働者の削減に端的に示されている。表6にその一端を示したように、国家公務員の定数削減の結果、80年代以降、国家公務員数は減少しており、地方公務員数も停滞している。

がんらい、公務員労働者は労働編成の側面から見れば、それは国民の生活と深くかかわり、それにたいする社会的サービスにかかわる労働者である。それゆえ先進諸国では公務員の配置を相対的に重視してきた(表7参照)。それは、図2に示したように、労働の社会的生産力(とりわけ物的生産部門)の発展を基礎として公務労働に重点的に配置することができるようになることを意味している。わが国の行政改革は、まさにこうした方向に逆行しているといえる。公務労働の中で重きをなす教育労働については、その社会的編成にあたってこの政策の基調の影響を直接にうけることになる。公教育の縮小・再編とそれと裏腹の関係をなす「民間活力の導入」が教育労働編成、とりわけ社会教育労働編成に重大な影響を与えることになる。生涯学習政策はまさにその集約的な体現にほかならない。そして、それを条件づけている全体的対抗関係は財界(総資本)の労働力政策と地

表6 教育公務員数の推移

	国家公務員(人)		地 方 公 務 員 (千人)											
	総 数	教育職	都 道 府 県			市			町 村			合 計		
			総数(A)	教育職(B)	B/A (%)	総数(A)	教育職(B)	B/A (%)	総数(A)	教育職(B)	B/A (%)	総数(A)	教育職(B)	B/A (%)
1965	834,391	36,329	1,347	721	53.7	596	19	3.2	269	3.8	1.4	2,213	744	33.6
1970	842,439	44,561	1,441	748	51.9	688	24	3.5	302	5.8	1.9	2,460	775	31.5
1975	854,608	52,350	1,592	828	52.0	936	32	3.4	338	8.8	2.6	2,937	869	29.5
1980	856,405	58,391	1,706	920	53.9	1,004	36	3.6	365	11	3.0	3,165	967	30.6
1985	836,204	62,305	1,745	958	54.9	1,014	35	3.5	362	11	3.0	3,219	1,004	31.2
1988	827,463	62,940	1,742	954	54.8	1,013	35	3.5	354	11	3.1	3,212	1,000	31.1

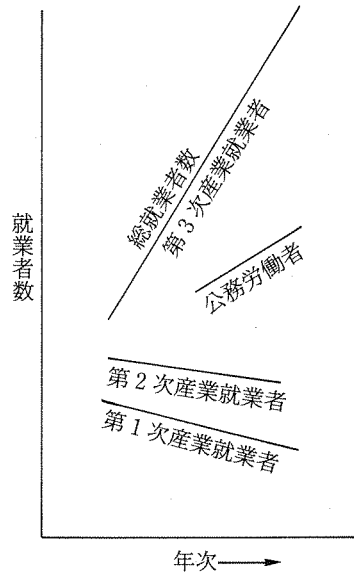
原資料：人事院「一般職の国家公務員の任用状態調査報告」，
自治省「地方公務員の給与の実態」

表7 人口千人あたり公務員数 (単位：人)

	計	うち行政職	うち防衛職
日 本	41	38	3
イギリス	86	78	8
フランス	119	111	8
アメリカ	81	68	13
ド イ ツ	80	69	11

- 注1. 行政職員には国家公務員, 地方公務員, 政府企業職員 (日本は特殊法人職員) を含む
 2. 公務員数は原則として1988年のもの
 3. ドイツの数値は旧西ドイツのもの
 4. 大蔵省「財政改革を考える」より

図2 公務労働の展開基盤



域戦略をめぐる対抗関係として示されている。

2 教育労働編成の現段階的諸条件

(1) 産業構造の現段階と労働者階級

—— ME化と職業能力開発 ——

いま、生涯学習政策の中で生涯職業能力開発の在り方が問われており、このことが教育労働編成においても、一方では公教育における労働再編成を求めると同時に (とくに初等・中等教育における能力主義の徹底と高等教育の再編成)、他面では、「民間活力の導入」と結合して教育労働編成における民間部門の相対的比重の高まりを目指す動きとなっている。

この問題は現在の生産力・産業構造の変化と深くかかわっている。いうまでもなくその変化の基礎には現代の技術革新の根幹ともいべきME (マイクロ・エレクトロニクス) 化と情報産業の発

展がある。

まず、ME化に伴う労働の変化に注目するならば、労働の二極分化ともいべき変化が生じている。一方では大多数を占める監視・操作にかかわる単純労働が形成され、他方では少数のシステム設計、プログラム開発にかかわる専門労働が形成されており、双方にかかわる技能形成が生涯職業能力開発の一環として要請されている。技能形成・養成システムの再編（企業内養成・教育の見直し）が生涯学習システムの一環として重視され、その中で個人主導型生涯職業能力開発（個人資格制度の重視）が強調されているのも一つの特徴である。また、多くの職場では労働者の孤立化とシステム化された労務管理体制のもとで労務管理の強化がいつそう顕著となっている。これまでになくきつい労働と長時間労働に伴う「過労死」という事態が端的にこのことを示している。

他方、このような技術進歩とそれに伴う労働の変化の中で、これまで一部の管理・技術職に限定されてきた管理的精神労働を広く労働者が担い、労働生産力の発展を基礎とする労働力の配分（企業内、地域的、社会的配分）に労働者が主体的にかかわる可能性を生み出していることも否定できない。

また、このような労働ならびに労働力の変化は、資本・賃労働関係と労働運動にも大きな変化をもたらしている。すでに早くから導入されている職能給を基軸にして賃金体系が能力主義的に改編され、全体として重層的賃金格差構造が学歴別、企業規模別、男女別、職種別、地域別に形成されている。

労働組合の組織率は低下・停滞し（組織率26%、1990年）、しかもそれが企業規模別、産業部門別、職種別、地域別に著しい格差を生じている。こうした状況のもとでこれまでの企業別労働組合運動の弱点はいつそうあらわになり、大企業主導の協調的潮流が一段と強まっている（労務管理、経営参加、企業内イデオロギー教育との関連）。しかし、他方、労働運動の新しい潮流として労働者、国民諸階層の生活要求を基礎にして地域に根ざした労働運動が前進している点も見逃せない。

(2) 地域問題の現段階とその対抗的構造——その広がりと深まり＝不均等発展の極限状態と地域問題の全面的深化

地域問題の今日の特徴は、具体的には大都市問題と過疎問題、産業再編成下の地域産業の破壊と地方中核都市の危機的状況の深化、生活環境問題の深化などとなってあらわれているが、そのような状況のもとで、地域問題をめぐる対抗的構造は、一方での地域投資戦略の展開のもとにおける地域経済の不均等発展と地域社会の再編・支配の手段としての広域化・集中・独占、他方における地域を基盤とする生産・生活における共同活動、住民自治の前進、との対抗的関係として示されている。

このような対抗的関係のもとで、とりわけ大企業の進める地域投資戦略の今日の特徴は、(i)全国総合開発計画（第1次～第4次）に端的に示されている。とくに第4次全国総合開発計画は、いわ

ゆる第3次産業、とりわけ知識集約型（情報）産業を基軸とする産業再編成と総合的（ハード・ソフト＝生活・文化関連）地域投資戦略の展開を目指す地域的・全国的・国際的投資戦略である。具体的には首都圏大規模都市開発、その他の大都市再開発、地方中枢・中核都市への進出（ニュータウン、ショッピングセンターを含む地方都市への進出（総合的都市計画）、過疎地への進出（リゾート開発、ゴルフ場開発など）、さらには海外投資、現地進出も含めて、地域的、全国的、国際的である。この過程で政治権力（中枢管理機能）、資本（企業）、人口、情報などの首都圏一極集中はまさにその極限を示すが、このことが可能となる物的条件となっているのはコンピューター技術であり、ハード計画、ソフト計画を含む総合的地域政策の展開はまさにこの戦略の政策化である。生涯学習にかかわる「生涯学習振興整備法」もこの政策体系の一環に位置づく。(□)同時に、財界・政府は新たな支配のためのイデオロギーの浸透をもくろんで新たな融合・統合の原理として、情報化社会のモラル、広域化、国際化（＝その根源は国境のない資本の運動法則）といった概念を強力に打ち出す。

広域化はME化にもとづく情報化を基礎とする新たな統合の論理であり、コンピューター技術を駆使した情報ネットワークづくりは地方自治、地域分権と真っ向から対立し、その否定に結びつく。

また、国際化は、その意味は多様だが、その意図するところは国際的進出に向けての国民の意識・行動の新たな融合・統合の原理とするところにある。

(3) 対抗的行動としての労働者（・勤労諸階層）の主体形成

このような動きに対抗する論理・実践として対峙されるのは労働者（・勤労諸階層）の主体形成と地域民主主義・住民自治を基盤として、その具体化の一環として教育計画を構想し、その中で教育労働編成を民主的に実現しようとする実践である。

このような視点から国民諸階層の主体形成の客観的・主体的契機に注目するならば、労働者階級の絶え間ない増大と成長は国民の主体形成の基本的条件であり（とくに労働者階級の歴史的進歩性に注目して）、さらに労働者階級（および勤労諸階層）の労働・生活をめぐって絶えず深化する貧困化（自己疎外）とそれと併行して進行する労働・生産の社会化、さらに生活の社会化は労働・生活を基礎とする主体形成、諸個人の発達の主体的契機となっている。加えて激動する現代の世界情勢のもとでは現代社会と人類の将来を見通す確かな洞察力と実践的力量が問われ、その中で構造転換・移行・変革の課題を明確にすると同時に、その担い手（変革主体）の形成が求められているといえる。

このような主体形成の実践・運動として地域民主主義運動、地域教育運動はとりわけ重要な意義を有し、その実践運動の場としての地域社会、地方自治の意義が問われている。それと同時に、その実践・運動の組織化としての地域計画化と財界・政府の推し進める地域戦略・地域計画との間に鋭い対抗的關係を作り出しているのである。

他方、これらへの対抗の論理・行動としての地域を基礎とする共同活動・運動の展開にも注目する必要がある。

家父長制農民家族の性格を持つ家族関係が変化する中で、家族内における共同（家事・育児の共同分担など）の展開、家族間の共同活動（地域・共同保育運動、生活用品の共同購入活動、農産物・食料品の産直運動、生協運動、などの地域・集団的共同活動）、さらに各地で多彩に繰り広げられているさまざまな地域民主主義運動などが注目される。これらの運動は大企業・独占資本の横暴な行為を民主的に規制する運動に結びつくと同時に、民主主義的変革・改良の要求・政策の実現を目指す運動としての意義を有する。

このような中で、新たに問われている問題として公共性をめぐる対抗的構造とその日本の特質に注目することが必要である。具体的には共同性、協同組合（運動）、地方自治などが相互にどうかかわるか、ということをめぐる、国民の立場からの公共性、共同性、協同組合、地方自治と資本（大企業）の立場からの「公共性」とが鋭く対立することになる。

IV むすび—— 地域生涯学習計画化と教育労働編成論の課題 ——

「生涯学習振興整備法」を基軸とする現段階の教育計画化は、一方では学校教育を基軸とする公教育の縮小・再編成を目的とし、同時にこれまでの大企業本位の企業内教育を基軸とする教育計画を見直し、資本の論理（経済）優先の大資本の地域戦略（＝具体的には第4次全国総合開発計画、総合保養地整備法＝リゾート法、経済・産業政策＝資本の投資戦略による教育の論理の抑圧・否定）に従属した地域教育計画として全面的・体系的に展開しようとしていることにその特徴が端的に示されている。

そうした中で、具体的な対決点として地域があらためて浮き彫りになってきている。それは総資本にとっても支配構造の広がりや深まりを不可避とするが、さらにそれはこれまでの日本型企業社会といわれる企業を基軸とする支配構造から企業と地域社会に及ぶ支配構造の新たな構築を意味し、このことは住民自治にもとづく住民の反抗を避けることができない。住民にとって地域社会はまさに住民自治・民主主義運動の砦であり、住民の主体形成の最も身近な場である。

教育労働編成の問題も小論の冒頭に指摘したように、そのような地域的連環を基礎にして成り立つのであって、このような視点から小論で述べた内容を図式化すれば図3のようになる。さらに図4は、その地域における具体的な存在構造を総括的に示している。

このような枠組みを基礎にして教育労働編成についてさらに分析を深めるためには、少なくとも地域労働編成として課題を広く設定し、その中に地域教育労働編成を位置づけて分析することが欠かせない。

図3 教育労働の重層的展開構造

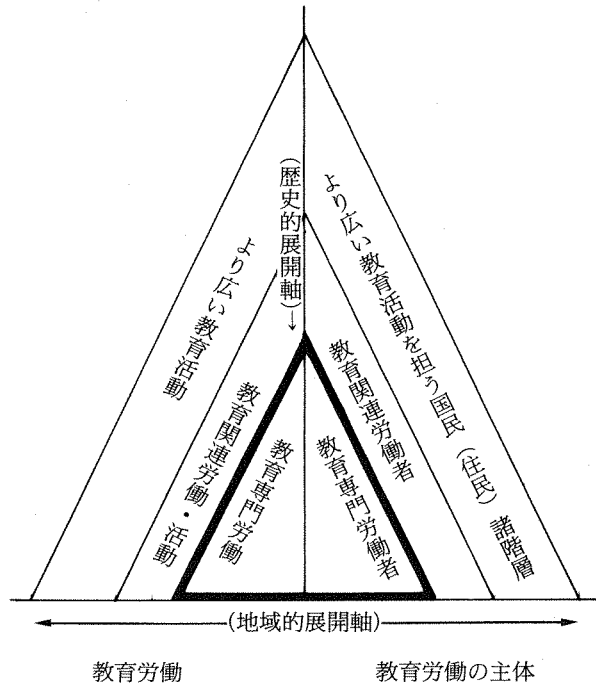
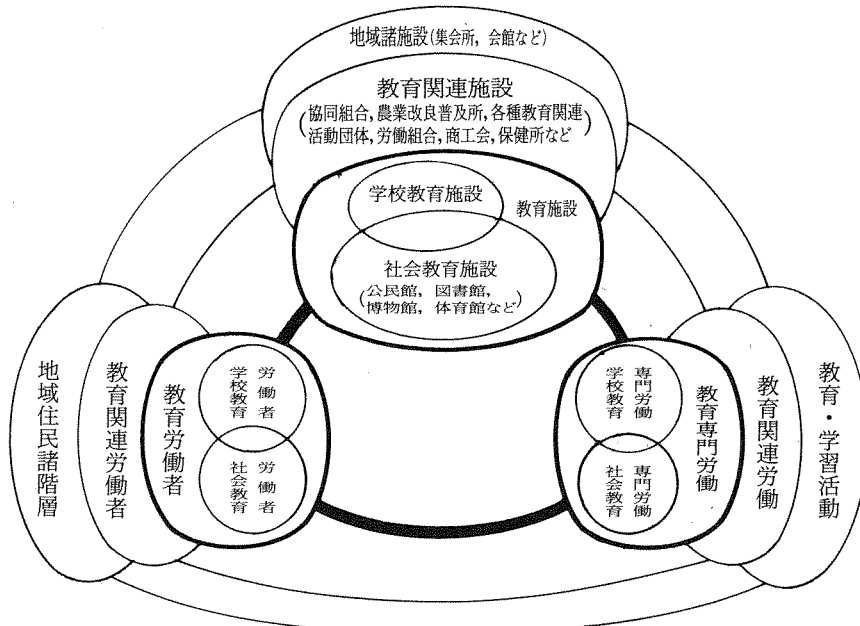


図4 地域教育計画の重層的展開構造



注記

- (1) 山田定市「社会教育労働・労働者論の基本視角」(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』, 第7号, 1986年)
- (2) 山田定市「余暇と労働時間・自由時間」(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』, 第10号, 1990年)
- (3) この点にかかわって, 小学校の就学率はすでに明治末期に90%を超え, その急速な普及が注目されるのであるが, 小学校教員の配置は, 明治40年には122千人に過ぎず, 300千人に達したのは戦後のことである。
- (4) 教育労働者の職務内容, 専門性とその所属する教育機関の性格によって律せられる度合いが高いこと, したがって属人的規定とは必ずしもなっていないことは, たとえば教員の資格に関する事項については監督庁(学校教育法, 第8条)が決めること, また, その職務内容の決定は教員の所属する教育機関の所轄庁が決める, となっていることにも示されている。

また, 社会教育職員の場合にも, たとえば社会教育主事の設置場所は「都道府県および市町村の教育委員会」となっており, 設置機関優先の規定となっている。

さらに公民館については, 「館長, 主事その他必要な職員」(社会教育法, 第27条)となっていて公民館主事の職務内容の規定はない。しかし, 実際には, 職務内容の規定なしには日常の業務ができないので条例で補っている事例もみられる。これは教育労働編成にたいする住民主体の動きの一端といえよう。
- (5) 小林文人・藤岡貞彦編『生涯学習計画と社会教育の条件整備』, エイデル研究所, 1990年